

Title	ヴィルマル共和国期の海軍：再建期（1920-27）
Author(s)	山田, 義顕
Editor(s)	
Citation	人文学論集. 1994, 12, p.63-77
Issue Date	1994-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10466/8834
Rights	

ヴァイマル共和国期の海軍

——再建期（一九二〇—二七）——

山 田 義 顕

はじめに

一九二〇年三月、ヴァイマル共和国の打倒をめざした右翼急進派の最初のクーデター、「カッツブリュトヴィッツ一揆」は、労働者のゼネストにより数日のうちに失敗に終わった。その数か月後の二〇年八月、海軍本部長代理の任にあつたウィリアム・ミヒャエリス提督は、当時の海軍のおかれた状況と自分の任務を次のように述べている。⁽¹⁾

「党派のいかにかわからず、国民の大部分は、目下のところ海軍の存続と再建にまったく関心をもっていない。右翼陣営は、あらゆる疑いをかけて、たびたび一一月革命の責任を海軍だけになすりつけている。失敗に終わったカッツ一揆も、多くの人びとの感情を害

している。民主派と多数派社会民主党は、とりわけカッツ一揆でわれわれを恨んで根にもちつづけている。極左派は、どのようなものであれ、政府の権力手段を強化するものにまったく関心をもっていない。……

何をなすべきか。海軍のなかで対立しているさまざまな政治的潮流を調停することが死活問題である。相互が譲歩しなければならぬ。そのための前提条件は、将校団の絶対的団結である。最終目標。政治を海軍から追放し、憲法に忠誠を守ること。」

ミヒャエリスのこの言葉は、一揆に加担したため、共和国のなかで四面楚歌にさらされていた海軍の状況を端的に示している。

振り返ってみると、一九一八年一一月革命から二〇年三月の「カッツブリュトヴィッツ一揆」までの時期は、海軍の存続そのものが問

題となった危機の時代であった。水兵の反乱にはじまる一月革命のなかで、戦前の帝国海軍はほぼ全面的に崩壊し、その中核である将校団の権威は失墜した。しかし、その一方で、「民主的海軍」の建設を求めた水兵の運動は、一九九年のはじめに、グスタフ・ノスケ（社会民主党・後の国防大臣）の設立した「義勇軍（Freikorps）」によって流血のうちに打倒されてしまった。そして、一九九年四月一六日に海軍は、「暫定共和国海軍」として制度的にその存続を認められることになった。

もちろん、この「共和国海軍（Reichsmarine）」の存続と規模を最終的に保証したのは、ドイツ自身ではなく、一九九年六月二八日に調印された「ヴェルサイユ条約」であった。しかし、この条約によって、海軍にも徹底的な軍備制限が加えられ、ドイツは、戦前とは比べようもない三流の海軍国に落ち込んだ。共和国海軍は、いわばゼロの状態から出発しなければならなかったのである。

ところで、ドイツ君主国の崩壊と共和国の成立という政治的大転換にもかかわらず、この共和国海軍を指導したのは、戦前、戦時中の帝国海軍の指導者たちであった。それは、共和国が戦後に内外の危機に直面したため、その政治指導者たちには海軍の抜本的再編に着手する余裕がなく——あるいはその意志がなく——、かつての海軍将校団にそのまま海軍の指導を委ねるほかなかったからである。

こうした人的連続性からしても、海軍は、その後すみやかに共和国に順応し、再建への道を歩むことはなかった。その端的な例が、共和国に反逆した「カッツブリュトヴィッツ一揆」を支持した海軍指導部の態度であり、そのため海軍は、一揆失敗後にふたたび絶望的な状況に直面することになるのである。

一月革命では、右翼陣営から「革命の温床」と攻撃され、「カッツブリュトヴィッツ一揆」では、左翼陣営から「反動の牙城」と非難された海軍は、「国防軍（Reichswehr）」さらには共和国内でその存在理由を示し、再建への糸口を模索する必要に迫られた。上述のミヒャエリスの「最終目標」は、そのための方針を示したものであるが、いずれにしても海軍は、まず「内部強化」を当面の課題としなければならなかった。

ここで前もって、共和国に対する海軍軍人の政治的立場の違いを簡単に類型化しておきたい。

第一に、「君主主義的」将校のグループ。戦前の将校団の伝統を維持し、あわよくば君主国の復活を実現しようというこのグループの代表は、「カッツブリュトヴィッツ一揆」のさいに「海軍本部長（Chef der Admiralität）」の任にあつたアドルフ・フォン・トロータ提督、バルト海鎮守府長官マグヌス・フォン・レヴェツォウ提督などである。第一次世界大戦末期には、前者は大洋艦隊参謀長、後者は軍

令部長であり、ともに帝国海軍の体質を具現する人物であった。だが、このグループは、一揆挫折後に海軍の要職から身を引くことになる。

第二に、「体制順応型」の將校グループ。一揆後、海軍再建に実質的に寄与するこのグループには、ミヒャエリス提督（海軍本部長代理〔一九二〇年〕）、パウル・ベーンケ提督（海軍指導部長官〔一九二〇〜二四年〕）、ハンス・ツェンカー提督（海軍指導部長官〔一九二四〜二八年〕）などが属する。彼らは、いずれも一揆の教訓から海軍の「非政治化」をその方針とし、共和国との不必要な摩擦を回避しながら、「内部強化」を図ろうとした。もちろん、ここでいう「非政治化」とは、海軍の「民主化」、「共和主義化」をめざすものではなく、「議会的主義的、民主主義的国家に対する精神的留保」⁽²⁾を意味するものであった。つまり、彼らにとつて、共和国とはただ一時的に与えられた国家形態にすぎず、もつと崇高な概念である「ライヒ」への忠誠心から、さしあたり現状に妥協しようとしたのである。むしろ、このグループの多くも君主主義者であり、戦前の帝国海軍の復活とドイツ海洋権力の樹立をめざした点では、第一のグループと大差はなかった。

上述の二グループが、おおむね古参の高級將校によつて代表されるのに対して、第三の特異なグループとして、下級の青年將校によ

つて担われる「国民革命派」を挙げることができよう。彼らは、君主国の復活もブルジョア民主主義も感情的に拒否し、「社会的、国民的基盤に立つ新国家」という——いくぶん曖昧な——目標を掲げる。海軍義勇軍の指揮官ヘルマン・エアハルト海軍少佐がその代表者であり、また、彼のカリスマ的個性に絶対的服従を誓う士官候補生や青年將校がその中心となる。そして、このグループは、とりわけ革命への、また革命から生まれた共和国への憎悪心と極端な愛国心を特徴とし、海軍の内外で反体制運動を展開することになる。その意味では、海軍指導部にとつてきわめて厄介な存在であった。最後に兵曹・下士官・兵のグループが、上記三グループに対峙する。彼らは、一揆にさいして海軍將校団と対立したように、基本的には共和国支持の立場にあった。

本稿では、海軍内のこの四グループを念頭におきながら、海軍再建の過程と共和国に対する海軍の関係について考察してみたい。

一 崩壊から再建へ

一九二〇年三月の「カッツブルリュトヴィッツ一揆」は、その後の海軍に拭いがたい痕跡を残した。それは何よりも、海軍が二重の意味でこの一揆に関係したからである。まず、一揆の軍事的尖兵となり、ベルリンに入城してオットー・パウアー（社会民主党）首班の共和

国政府を追放したのは、革命期から反共エリート部隊として勇名を
 はせていた義勇軍「第二海軍旅団」(指揮官エアハルト海軍少佐)で
 あり、その姉妹部隊の「第三海軍旅団」(指揮官ヴィルフリート・フ
 オン・レーヴェンフェルト海軍少佐)のクラッセン大隊も、キール
 で一揆派の側に立った。さらに海軍の立場を悪化させたのは、陸軍
 がハンス・フォン・ゼークト將軍を中心に一揆に対して「傍觀・中
 立」の立場をとったのとは逆に、海軍本部長トロータ提督が、一揆
 派支持の旗幟を鮮明にしたことであつた。そして、彼の命令に従つ
 たキールとヴィルヘルムスハーフェンの両海軍鎮守府長官も、共和国
 支持を表明した海軍兵士、労働者と激しく対立した。一揆崩壊後、
 両鎮守府では、二人の提督にかわり兵身分の海軍兵曹が「鎮守府長
 官」として指揮権を行使し、ほとんどの將校は逮捕、拘禁されるこ
 とになつた。

三月末、一揆で生じた混乱を收拾するために、国防軍では大幅な
 免職と人事異動がおこなわれた。まず、一揆にあたり武力討伐を主
 張しながらも、国防軍を統制できなかった国防大臣ノスケが解任さ
 れ、後任にはオットー・ゲスラー(民主党)が就任した。陸軍では、
 ゼークト將軍が「陸軍指導部(Uleersleitung)」長官として、すみや
 かに陸軍の再編に着手することができた。しかし、海軍では、トロ
 ータが一揆加担の科で更迭され、両鎮守府長官も、職にとどまるこ

とはできなかった。トロータの後任には、大統領フリードリヒ・エ
 ーベルト(社会民主党)の指令で、ミヒャエリス提督が暫定的に海
 軍を指導することになつた。エーベルトは、「海軍が再び落ち込んだ
 混乱にかえて、再び役に立つ海軍をつくりだす」ことをミヒャエリ
 スの任務とし、彼に「完全な自由の手」を与えた。⁽⁴⁾ミヒャエリスが
 この職を引き受けたのは、一つには海軍將校に敵対的な民主主義者
 や社会主義者が海軍の指導権をにぎる危険を阻止するためであつた
 し、もう一つには海軍兵曹によつて海軍の伝統的な階級制度が打破
 され、海軍が「労働組合化」されることを恐れたためでもあつた。

その間、内閣と国会は調査委員会を発足させ、一揆に関与した將
 校の調査を開始した。海軍では、二百数十名がその対象となり、最
 終的にはトロータと両鎮守府長官を含む一八名の將校の解任が決定
 され、多数の將校が長期休暇処分となつた。さらにエーベルトは、
 四月三日に「クラーデターのさいにトロータの命令に従つた海軍本部
 の全將校を解任するよう」新国防大臣ゲスラーに要求した。⁽⁵⁾もちろ
 ん、これが実行されたら海軍全体の活動が麻痺することは確実だつ
 た。ゲスラーは、有能な將校団なくしては海軍の再建は不可能であ
 ることを主張し、まず、兵曹の牛耳るキールとヴィルヘルムスハー
 フェンの海軍を再び將校の手に戻す試みに着手した。

しかし、この將校の指揮権の回復にはかなりの困難があつた。と

いうのも、実際に指揮権を行使していた兵曹は、共和国に反旗をひるがえした反動的將校に対して、世論が自分たちを支持するであろうと考えていたし、たとえ將校がいなくとも、共和主義的精神で海軍を再建できるとも自負していたからである。また、彼らは、「兵曹同盟」という労働組合にも似た利益団体を中心に、みずからの権利を守るために国会議員と接触を保つてもいた。一方、將校のなかには、兵曹たちから受けた屈辱的な取り扱いに憤激して、再び勤務に戻ることを拒否するものもいた。そのため、ミヒャエリスにとって、將校の復権をおこなう前に、兵曹の発言力を弱めておく必要がある。この問題は、ミヒャエリスが最終的に大統領と国防大臣の了解をとりつけたことで、政治的に決着した。政府は、將校の権威に対する不服従の科で兵曹を告発する権利をミヒャエリスに認めただのである。一揆で政府に忠誠を守ったことからして、当然それなりに考慮される資格があると思っていた兵曹にとつて、政府のこの措置は明らかに敗北の合図であった。⁽⁶⁾

二〇年五月末、国防大臣ゲスラーは、新任の両鎮守府長官（エルンスト・フォン・ガールゲン提督とツェンカー提督）を伴ってキールとヴィルヘルムスハーフェンで軍事式典をとりおこない、海軍將校の権威と義務を回復し、憲法にのっとった命令関係を新たに確立した。⁽⁷⁾ こうして、一揆後二か月余りして、ようやく海軍内部の状況

は、表面的には「通常」の状態に戻ったのである。⁽⁸⁾

とはいえ、海軍は、これによって安定したわけではなく、まだ克服すべき問題が山積していた。なかでも重要な問題は、海軍を国防軍のなかで独立した存在として認めさせることであった。当時、陸軍では、海軍を陸軍に完全に従属させ、かつての栄光ある大洋艦隊を単なる沿岸警備部隊にとどめようという動きがあったし、大統領エーベルトも、海軍の指導を陸軍指導部長官に委ね、独立した部局としての海軍本部を廃止しようという提案をおこなっていた。

これに対して、ミヒャエリスは、海軍の存在理由を示すために、「講和条約によって予定された範囲内での海軍の理由づけに関する覚書」（二〇年六月二日）を作成して、これを大統領、首相、閣僚に配布した。この覚書の主要部分は八点からなり、とりわけ海軍の沿岸防衛任務と東プロイセン——ヴェルサイユ条約によって本国から切り離され、陸の孤島となっていた——との海上連絡の確保が強調されている。⁽⁹⁾ 海軍は、このバルト海方面に海軍独自の任務があることを指摘して、関係各方面を納得させようとしたのである。

国防軍内での海軍の位置づけに関しては六月二二日の閣議で、海軍で揺るぎない状況がはじまった後に、海軍本部長を維持する必要を改めて吟味すべきである」とされ、決定は先送りとなった。⁽¹⁰⁾ そして、八月二四日の閣議で、ゲスラーとミヒャエリスは、ともに「海

軍を陸軍指導部の配下におくことは不可能である」との見解を表明して問題に決着がついた。⁽¹¹⁾ おそらく、この間に両者は、陸軍指導部長官ゼークト——海軍に好意的だった——の説得に成功していたのであろう。こうして、海軍は、国防軍のなかで陸軍と対等の立場に立ち、相互に政策の調整をおこなうという方針が確認されたのである。

そして、二〇年八月三十一日、ミヒャエリスにかわりベーンケ提督が海軍本部長に就任し、九月一日に、「海軍本部」は「海軍指導部 (Marineleitung)」と改称されて、名称の点でも陸軍と対等になった。

新長官ベーンケは、基本的にはミヒャエリスの方針を踏襲した。彼は、海軍を「断固と憲法の基盤に立たせ」、政府にとって「無条件に信頼できる道具」にすることを目下の任務とした。⁽¹²⁾ そのためには、一方では海軍に対する世論や政党の不信感を拭い去り、他方では海軍内部の政治的な対立を調停する必要があった。この点では、ベーンケは、国防大臣ゲスラーの支援をあてにすることができた。ゲスラーは、国防軍が「国民とは無縁の傭兵軍にならないよう、また政党の口論に巻き込まれない」ようにすることを自分の任務と考えていたからである。ゲスラーのこの基本原則は、国防軍の「政治的中立」となつて二二年三月の「国防法」で法的に定められることになる。⁽¹³⁾

それはともかく、ベーンケの方針を実現するうえで問題となつたのは、海軍に編入されていたエアハルトとレーヴェンフェルトの両海軍旅団であつた。すでに述べたように、共和国そのものを否定するこの過激な旅団メンバーを、海軍の「内部強化」と「非政治化」に向けて統合することは、きわめて困難な問題であつた。

二 反動の牙城——旅団将校——

一九一九年六月二十八日に調印された「ヴェルサイユ条約」により、ドイツ海軍の兵員は、最大限一五〇〇〇〇(そのうち、将校一五〇〇一一〇%)と定められた。さらに、一般兵役義務は禁止され、共和国海軍は職業海軍になつた。将校と兵曹には二五年、下士官と兵には一二年の勤務義務があつた。最大時に二七万五〇〇〇を有した海軍兵員の削減は、一九一八年秋の海軍の崩壊から、「カップハリュトヴィッツ一揆」後の二〇年夏までつづいたが、海軍指導部は、この過程のなかで海軍旅団(エアハルト旅団とレーヴェンフェルト旅団)を解散して、そのかなりのメンバーを共和国海軍に編入する措置をとつた。

一揆のさい共和国打倒の尖兵となつた旅団兵員が共和国海軍に編入されたのには、それなりの理由があつた。まず、一揆以前から国防大臣ノスケがこの措置を決定していたことがあつたし、また、一

揆直後にルールで勃発した共産主義者の蜂起を制圧するために、政府がこの旅団を政府側部隊として投入したという経緯もあった。内乱の時期に国内の暴動鎮圧にあたり、秩序と法を回復させた旅団の陸戦力は、なお信頼のおける部隊をもたない政府、軍部にとって利用価値があったのである。

こうして、「レーヴェンフェルト旅団」は、共産主義者の蜂起を制圧した後、二〇年秋に解散されて共和国海軍に編入された。指揮官のレーヴェンフェルトが海軍にとどまる決心をしたこともあって、この旅団メンバーの大半（二五〇〇〥海軍総兵員の六分の一）は、共和国海軍にかなりスムーズに、まとまりをもったまま配属された。⁽¹⁴⁾

一方、極端に過激な「エアハルト旅団」の場合、指揮官のエアハルトは海軍を去り、かなりのメンバーが彼に従ったが、海軍にとどまったメンバーは、海軍で「エアハルト精神」を生かすにつけようとした。彼らにとつて、「われわれの旅団精神をこの海軍に移植するのが、われわれの任務」であった。⁽¹⁵⁾ こうした精神から、彼らが共和国の態度を放棄せず、たびたび政治的事件を引き起こしたため、海軍は、共和派諸政党に「反動の牙城」とみなされるようになった。

このため、ベーンケは、旅団メンバーの無規律と挑発に対して、ときには慎重に、ときには断固とした処置をとり、まず何よりも「非政治的」海軍というイメージを育成する必要に迫られた。こうした

旅団メンバーの根城となったのは、海軍駐屯地のボルクム島と海軍兵学校所在地のフレンスブルク・ミュルヴィクであったが、いくつもの事例を挙げて旅団メンバーに対する海軍指導部の対応をみることにしたい。

〔ボルクム〕ここでは、再三にわたって海軍部隊と住民の衝突が起こった。その原因は、いつも部隊の反共和國的な言動であり、たとえば二〇年一月九日——ベルリン革命の勃発日——には半旗が掲げられ、カイザーの誕生日には黒赤白の帝政期の国旗が掲揚され、楽隊の演奏、式典がとりおこなわれた。二一年の夏には、部隊の一部が、現存体制に反対するデモ行進と政治集会を勝手におこない、禁止されていたエアハルトの歌を歌い、共和国の旗を燃やし、帝国に忠誠の意を表明した。こうした違法行為に対して住民が抗議したため、街頭で殴り合いと撃ち合いが起こり、二名の民間人が重傷を負う惨事となった。⁽¹⁶⁾ 北海鎮守府長官ツェンカーは、この事件の元凶と思われるエアハルト旅団出身の三名の将校をただちに解任した。こうした事件は、当然のことながら海軍を不信の目で見ていた政治家たちの注目を浴びた。たとえば、オルデンブルク首相テオドル・タンツェン（民主党）は、国防大臣ゲスラーに海軍の態度、とくにその君主主義的立場について苦情を訴えた。「今年のうちにはたびたび起こった事件は、エアハルト精神と呼ばれる精神が、海軍のな

かで依然としていかに強力であるかを示しています。⁽¹⁷⁾ また、大統領エーベルトも、ゲスラーに次のように書いています。「ボルクムでの事件は、私にもやりきれぬものです。最後には、そうした愚行を乗り越えることを期待しています。しかし、エアハルト精神は、単にボルクムだけで作爲的に培養されているようには思えません。すみやかで断固とした介入に、私は満足していますし、駐屯地の移転も切に必要に思えます。」⁽¹⁸⁾

しかし、二一年夏の事件は、三名の将校の解任だけでは終わらなかった。鎮守府長官ツェンカーの強硬な処置に対して、旅団将校たちが、鎮守府参謀長ヴィルヘルム・ブレンツェル海軍大佐の解任を要求したのである。ブレンツェルは、旅団将校からこの厳しい懲戒処分の張本人であり、共和国の支持者でもあると思われる。

ベーンケは、こうした反抗的な将校と妥協することによって、穩便に事態を処理しようとし、ブレンツェルのベルリン転属を命令した。しかし、ツェンカーは、旅団将校との妥協は鎮守府司令部の威信の失墜を意味するだけでなく、彼らの勝利となると主張して譲らず、辞職願いを提出した。彼は、将校団内部の対立について、ベーンケに次のように指摘している。「青年将校の間で、古参将校をできるだけ速やかに排除して、青年将校によつて指導的地位を引き継ぐことに海軍の安寧があるという方針の存在していることは周知のと

ころです。」⁽¹⁹⁾

結局、この問題は、ブレンツェルのベルリン転属とツェンカーの辞職願い撤回ということで決着したが、旅団将校の処遇に海軍指導部がいかに苦慮していたかを示す事件であった。

「ミュルヴィク」海軍兵学校のあったミュルヴィクでは「エアハルト精神」がとくに顕著にみられた。⁽²⁰⁾ ここには、旅団出身のかなり

の士官候補生が、中断された教育を完了するために送られていた。とりわけ、エアハルト旅団出身の士官候補生を中心として、ここでも反共和国のデモと集会が再三にわたつておこなわれ、エアハルトとレーヴェンフェルトの歌が公然と歌われ、儀式の折には黒赤白の旗だけが掲げられた。⁽²¹⁾ 海軍を去つた指揮官エアハルトが、秘密団体「コンスル」(旅団の後継組織)を結成して共和国に対する激しい活動を継続したことも、ミュルヴィクの状況に影響を与えた。⁽²²⁾

二一年八月、ヴェルサイユ条約受諾にあつて尽力したマテイアス・エルツベルガー(中央党)が、「コンスル」のメンバーによつて暗殺されたとき、旅団出身の士官候補生たちは、この「有害な人物」の消滅に歓迎の意を表明した。さらに、二二年六月、同じ「コンスル」によるヴァルター・ラーテナウ(民主党)の暗殺があつたときには、「祝賀会」と称して乱痴気パーティーがおこなわれた。⁽²³⁾ こうした事件は、当地の新聞で非難的とされ、また国会から調査委員会

が派遣されることにもなった。その後、海軍指導部は、士官候補生一七八名のうち二七名を放逐し、また海軍に絶望した旅団メンバーがしだいに海軍を去ったこともあって、ほぼ二二年末頃から、「エアハルト精神」は海軍内で消滅していった。二三年の一月の「ミュンヘン一揆」にエアハルトが参加したとき、海軍ではほとんど反響がなかったといわれる。⁽²⁴⁾

古参の高級将校は、ともかくも建前の点では共和国に順応し、そのなかで海軍の再建を模索することができたが、若い士官候補生や将校は、内戦に明け暮れた義勇軍の時代の精神に刻印され、新しい状況に対応できないものが数多くいた。共和国に対する立場のちがいは、ある意味では世代の問題でもあったのである。その例として、テイレッセン兄弟を挙げておこう。長兄のヴェルナー・テイレッセン海軍大佐（一八八〇年生まれ）は、当時海軍兵学校校長として、過激な士官候補生の政治的言動を矯正することに尽力した人物であった。その弟のカール（一八九一年生まれ）とハインリヒ（一八九四年生まれ）は、ともに海軍将校としてエアハルト旅団に属して戦い、旅団解散後には海軍にとどまることを潔しとせず、エアハルトの「コンスル」のメンバーとなった。そして、カールはラーテナウの、ハインリヒはエルツベルガーの暗殺に参加した。カールは三年の刑に処せられ、ハインリヒはスペインに逃亡した後、一九三三年

にドイツに帰国した。

こうしたエアハルト旅団のメンバーとはちがって、レーヴェンフェルト旅団のメンバーは、必ずしも共和国に対して一貫して反対の立場をとらなかつた。⁽²⁵⁾ たしかに、彼らは、共和国に冷淡な態度をとったが、「コンスル」との接触もなく、しだいに新しい状況と和解するようになった。その契機となったのは、二二年六月、ペーンケがレーヴェンフェルトを練習巡洋艦「ベルリン」の艦長に任命したことであった。「ベルリン」は、共和国の親善使節として、戦後始めて外国巡航に出発することになっていた。レーヴェンフェルトのこの抜擢は、当然ながら彼の旅団メンバーの歓迎するところであり、海軍の内部強化の意味できわめて重要な役割を果たしたと思われる。

だが、彼の任命は、海軍外で大きな波紋を引き起こした。何よりも、一揆のさいに労働者を殺害した人物を海軍が選択したことが問題とされた。国会でも一揆との関連がとりあげられ、大統領エーベルトも、レーヴェンフェルトの任命に反対した。「私は、巡洋艦の艦長にレーヴェンフェルトを任命するのを取り消すよう主張するだけでなく、カップ一揆にレーヴェンフェルトが関係した問題をもう一度調査し、レーヴェンフェルトを海軍から放出すべきかどうかの決定をおこなうよう要求する。⁽²⁶⁾」

しかし、ゲスラーは、断固としてベーンケとレーヴェンフェルトを擁護する発言をおこない、レーヴェンフェルトは何事もなく巡航に出発した。これが軍部に対する共和国の弱さであるかどうかは別としても、海軍に対する不信感が拭い去られなかったことは指摘できらるであらう。

二三年の一〇月、ベーンケは、大統領エーベルトへの手紙で、海軍が安定したことを満足の意をもって、おおむね次のように記している。⁽²⁷⁾

海軍は、その内部構造を強化したので、物質面での弱さや軍紀のかなりの困難にもかかわらず、信頼のおける国防の道具として認められるようになった。自分は、目標のはつきりした政治指導によって海軍に責任をもつことができる。海軍は、はつきりと軍事指導者の掌中にあるし、不穏な分子はますます排除されている。若い後継者たちには、政治的関心はほとんどない。

事実、このベーンケの時代に海軍の「内部強化」はほぼ達成され、将校団もまとまりをもつようになった。しかし、それによつて共和国のなかでの海軍の評判が好転したわけではなかった。その一例として、海軍将校の採用をめぐる問題をとりあげてみたい。

三 将校補充問題

すでに述べたように、共和国海軍は職業海軍であり、総兵員は一万五〇〇〇に、将校はその一〇%（一五〇〇）に限定されていた。この枠のなかで、海軍指導部は、どのような人材を採用したのであろうか。この問題は、海軍に対する共和派諸政党の不信感とも関連があるので、ここでは将校補充問題を中心に共和国と海軍の関係をみてみたい。

共和国海軍で、海軍「兵科」将校経歴を歩むには二つの道があった。⁽²⁸⁾ 通常は、高等学校卒業資格（アビトゥーア）取得者がその対象となつた。合格者は、まず海軍生徒として、次にミュルヴィク海軍兵学校で士官候補生として専門教育を受けた後、四年半で少尉に任官した。例外として、アビトゥーアをもたないが資格ありと認定されたものがない、この場合には六年の勤務の後、海軍少尉に任官することができた。しかし、共和国海軍では、この道はほとんど利用されなかつた。

第二は、帝国海軍の時代にはなかつた制度である。それは、兵曹・下士官から昇進する道で、将校職の「下への解放」を図つたものであつた。ただし、数の点からしてこの道もさほど大きな比重を占めなかつた。たとえば、海軍生徒を含めた海軍将校の数は、六三七（一

九二二年)、八五四(一九二八年)、八九七(一九三二年)と上昇したが、一九三〇年の時点で兵曹・下士官から昇進したものの数は六〇名であることから、それは推測できるであろう。⁽²⁹⁾したがって、将校補充にあたっては、もっぱらアビトゥーアが大前提とされていたと考えられる。

しかし、アビトゥーア取得者であっても、すべての社会階層から公平、厳正に採用がおこなわれたわけではなく、選抜の仕方は、かなり恣意的だった。ここに、海軍の反動的な体質が維持されているという攻撃が集中するのである。とりわけ、社会民主党が、将校補充に対して唱えた異議は、志願者が共和国に敵対的な層から採用され、労働者階級の子弟が排除されているという点にあった。社会民主党は、一九二四〜二九年に採用された海軍将校の出身について、次のように分析している。⁽³⁰⁾

「この一覧表は、過去五年間に四三九名の士官候補生が採用されたことを明らかにしている。その二分の一は、官吏、牧師、教師の子弟、四分の一は、陸海軍将校、陸海軍官吏の子弟、残りの四分の一は、医者、薬剤師、技師、工場主、商人、農業経営者の子弟から補充されている。われわれは、アビトゥーアをもった労働者の子弟も志願していることを知っているが、その一人として士官候補生として海軍に採用されていない。」

社会民主党だけでなく、共和派諸政党も、共和主義的な候補生が将校団に加入できれば、海軍全体が共和国に対してもっと積極的な立場をとるようになると主張した。しかし、実際には、将校補充にあたっては、もっぱらアビトゥーアをもつ中間・上層ブルジョア層の子弟が優遇され、とりわけ労働者階級は意識的に排除されたのである。

いうまでもなく、海軍指導部は、海軍の「非政治化」をスローガンとして掲げはしたが、それは、海軍の「共和主義化」、「民主化」につながるような分子を排除して、海軍にとつて「望ましい」人材を確保することを意味した。社会民主党が、「海軍では、国家と憲法に敵対的な精神が現れており」⁽³¹⁾、「こんにち、ドイツの反動は、国防軍と海軍の君主主義的将校層にその中核をもっている」と攻撃したのは、あながち不当な批判ではなかったのである。⁽³²⁾

事実、海軍の採用当局は、応募者の選抜にあたって、非公式の情報網を通じて応募者の身元調査を入念におこない、かなり恣意的な決定をおこなっている。そのさいとくに重視されたのは、一つには、現役、あるいは退役の海軍関係者の推薦であり、もう一つには、父親が「海軍協会」などの退役軍人団体に所属しているかどうかであった。こうした条件を満たす応募者は、「愛国的青年」として有利な判定が下されたわけで、社会民主党の支持者には、海軍に採用され

る見通しはほとんどなかったのである。

これは、将校の新規採用の場合だけでなく、兵の採用や昇進の場合にも同じことであった。兵の採用に関しては、共和国期を通じて応募者の殺到があった。たとえば、一九二六年には、六三五六の新規採用募集がおこなわれたが、応募者は、四万四一〇〇名にも昇⁽³³⁾っている。したがって、海軍当局は、このなかから確実に海軍に望ましい人材を厳選できたわけである。さらに、兵の昇進の場合にも、一種の思想調査がおこなわれている。社会民主党のベルンハルト・クーントは、その一例として、ある兵は、叔父が社会民主党の組織「ドイツ国旗団」のメンバーであるという理由で、下士官昇進試験を受けられなかったことをとりあげ「現役将校が反共和派の分子と接触している疑いがある」ことを問題とした⁽³⁴⁾。民間の右翼団体と海軍の関係については、稿を改めなければならないが、共和国海軍が、内部強化の一面である将校補充にあたって「共和主義者」の排除に努め、共和国に対して依然として一定の距離を保とうとしていたことは指摘できるであろう。

おわりに

共和国海軍は、「カッパーリユトヴィッツ一揆」以後、国内の政治的事件に関与することなく、また海軍に不必要な注意を向けさせな

いようにして名譽の挽回を図った。たしかに、ベーンケとツェンカーの時代に、海軍は、内部強化の面ではかなりの成果を収めはしたが、それは、そのまま海軍が共和国に対して順応したことを意味したわけではなかった。そして、一九二七年頃から、海軍は、再び世論と議會で論争の対象となるのである。

その発端となったのは、海軍の機密資金の流用と秘密再軍備計画の存在が暴露された「ローマン・スキヤンダル」であり、この事件によって、国防大臣ゲスラーと海軍指導部長官ツェンカーは失脚する。さらに、二八年以後、いわゆる「装甲艦A」問題で、海軍はその嫌悪する「政党政治」に巻き込まれることになるのである。

注

(1) *Quellen zur Geschichte des Parlamentarismus und politischen Parteien, Zweite Reihe, Militär und Innenpolitik*, Bd. II., *Die Anfänge der Ära Seeckt*, bearb. von H. Hürten, Düsseldorf 1977, Nr. 118, S. 214.

(2) Werner Rahn, *Reichsmarine und Landesverteidigung 1919 - 1928 : Konzeption und Führung der Marine in der Weimarer Republik*, München 1976, S. 90.

(3) ドイツ海軍のイデオロギー的連続性については、(2)では扱

- わないが、次のものを参照されたい。Gerhard Schreiber, "Thesen zur ideologischen Kontinuität in den machtpolitischen Zielsetzungen der deutschen Marineführung 1897 bis 1945", in: *Militärgeschichte*, hrsg. von Militärgeschichtlichen Forschungsamt, Stuttgart 1982, S. 260-280.
- (4) *Bundesarchiv-Militärarchiv, Freiburg i. Br.* (= BA-MA), N164/5, Nachlaß Michaelis, William Michaelis, 《Erinnerungen》, Bl. 45.
- (5) *Akten der Reichskanzlei, Weimarer Republik. Das Kabinett Müller I* (= *Das Kabinett Müller*), bearb. von M. Vogt, Boppard 1971, Nr. 13, S. 30.
- (6) 兵曹問題については Keith W. Bird, *Weimar, the German Naval Officer Corps and the Rise of National Socialism*, Amsterdam 1977, pp. 91-101.
- (7) Otto Gebler, *Reichswehrpolitik in der Weimarer Zeit*, hrsg. von K. Sendtner, Stuttgart 1958, S. 147f.
- (8) 大統領エーベルトは、海軍に対して次のように布告した。「わたしは、スカゲラック戦勝記念日の五月三十一日に、事件の調査の後に罪のないことがわかった将校が、あてがわれた勤務に秩序正しく再び着手したとの国防大臣の報告を、満足をもって受け取った。それによって、法規定と組織規定が要求しているような海軍の軍事的秩序が、再び回復された。」なお、この布告のなかで、「一揆のさいに『共和国憲法と合法政府に忠誠を保った』兵曹・下士官・兵に賛辞が述べられたが、兵曹階級は、廃止される運命にあつた。BA-MA, RM 20/433, 《An die Reichsmarine》 (1920. 6. 15).
- (9) Rahm, *op. cit.*, S. 65f. 以下の八点を挙げておく。①沿岸地域での国家の安寧の保全。②沿岸領海の監視。③沿岸での海賊行為の防止。④近隣の小諸国の併合欲望に対する沿岸の防衛。⑤沿岸の海路とくに東プロイセンとの連絡の保全。⑥バルト諸国による封鎖阻止。⑦海外諸国の訪問。⑧文化使命。
- (10) *Das Kabinett Müller*, Nr. 137, S. 332.
- (11) *Akten der Reichskanzlei, Weimarer Republik. Das Kabinett Fehrenbach*, bearb. von P. Wulf, Boppard 1972, Nr. 56, S. 136.
- (12) Rahm, *op. cit.*, S. 90.
- (13) 「国防法」の三六条と三七条には、次の項目がある(大意)。軍人は、政治活動をおこなってはならない。政治団体への所属、政治集会への参加は禁止される。選挙権は停止される。軍人は、非政治的団体には所属してよい。ただし、軍事的な規律の理由から、そうした団体への所属が禁止されていない場合

- (28) *Ibid.*, S. 15, Anm. 22.
- (29) Bird, *op. cit.*, p. 138.
- (30) *Jahrbuch der Deutschen Sozialdemokratie für das Jahr 1926*, hrsg. vom Vorstand der SPD, Berlin 1926, S. 6.
- (31) Thomas, *op. cit.*, p. 39.
- (32) Bird, *op. cit.*, pp. 150f.